

1 提案理由

令和 4 年 6 月に刑法等の一部が改正され、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたことに伴い、関係規則の規定を整理する必要があるため

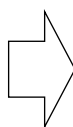
(参考)

○ 懲役（旧刑法第 12 条）

・ 刑事施設に拘置して
所定の作業を行わせる。

○ 禁錮（旧刑法第 12 条）

・ 刑事施設に拘置する。



○ 拘禁刑（新刑法第 12 条）

・ 刑事施設に拘置する。
・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

2 改正内容

様式第 3 号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(参考)

様式第 3 号（誓約書）

私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに定める者に該当しないことを誓約します。

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者 → 拘禁刑以上の刑に処せられた者

3 改正案

別紙のとおり

4 施行年月日

令和 7 年 6 月 1 日

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「様式」を「様式」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第3号(第11条関係) 誓 約 書 私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。 教育職員免許法第5条第1項 (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 年 月 日 氏 名	改正案
様式第3号(第11条関係) 誓 約 書 私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。 教育職員免許法第5条第1項 (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 年 月 日 氏 名	現 行 （傍線部分は、改正部分）